

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者 改正概要

第146回安全衛生分科会資料

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者関係

- 1 船舶の事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者
- 2 受講資格
- 3 講師要件
- 4 その他（一部科目の免除等、施行日）

1 船舶の事前調査を適切に実施するために必要な知識を有する者

【改正の趣旨】

※令和4年厚生労働省令第3号による改正後

- 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令※（令和2年厚生労働省令第134号）による改正後の石綿障害予防規則（以下「新石綿規則」という。）第3条第4項において、船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修の作業を行う際の事前調査については、新石綿規則第3条第3項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととされた。
- このため、船舶の解体又は改修の作業を行う際の事前調査を実施する者の要件を、石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）に追加するため、必要な改正を行う。

- (1) 船舶の解体・改修工事における石綿含有の有無の事前調査を行う者の要件は、**船舶石綿含有資材調査者講習**を受講し、修了考査に合格した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者とする。
- (2) 船舶石綿含有資材調査者講習は、**学科講習によって行う**こととし、以下の表の左欄に掲げる科目に応じ、中欄に掲げる内容について、右欄に掲げる時間以上行うこととする。

船舶石綿含有資材調査者講習の科目・内容・時間

科目	内容	時間
船舶石綿含有資材調査に関する基礎知識1	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法その他関係法令 船舶と石綿 石綿関連疾患並びに石綿濃度及び石綿の健康リスクに関する事項 	1時間
船舶石綿含有資材調査に関する基礎知識2	<ul style="list-style-type: none"> 船舶安全法、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律その他関係法令 船舶石綿含有資材調査全般にわたる基礎知識に関する事項 	1時間
船舶石綿含有資材の図面調査	<ul style="list-style-type: none"> 船舶一般 船舶に使用される石綿含有資材 船舶石綿含有資材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項 	2.5時間
現地調査の実際と留意点	<ul style="list-style-type: none"> 調査計画、事前準備及び現地調査に関する事項 試料採取、現地調査の記録方法に関する事項 資材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項 船舶石綿含有資材報告書の作成に関する事項 	2.5時間

2 受講資格

(1) 船舶石綿含有資材調査者講習の受講資格は、

- ア 船舶に関する一定の知識・経験を有する者
- イ 建築物石綿含有建材調査に関する一定の知識・経験を有する者
- ウ 船舶又は石綿飛散防止等に対する一定の行政経験を有する者
- エ その他上記と同等以上の知識・経験を有する者

のいずれかとし、具体的には下記①～⑩の通りとする。

- ① 大学、短期大学又は高等専門学校において、造船に関する学科を修得して卒業（当該学科を修得して専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）した後、船舶の製造、解体又は改修に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ② 大学又は高等専門学校において、航海、機関、機械、電気、建築、土木又は航空に関する学科（以下「造船に関する学科に準ずる学科」という。）を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して3年以上の実務の経験を有する者
- ③ 大学において、造船に関する学科及び造船に関する学科に準ずる学科以外の学科（以下「その他の学科」という。）を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して3年以上の実務の経験を有する者であって、小型船造船業法施行規則（昭和41年運輸省令第54号）第22条及び第23条の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を修了したもの
- ④ 短期大学において、造船に関する学科に準ずる学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して5年（登録講習を修了した者にあつては3年）以上の実務の経験を有する者
- ⑤ 短期大学において、その他の学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して5年以上の実務の経験を有する者であって、登録講習を修了したもの
- ⑥ 専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）において、造船に関する学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して5年（登録講習を修了した者にあつては3年）以上の実務の経験を有する者
- ⑦ 高等学校又は中等教育学校において、造船に関する学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して5年以上の実務の経験を有する者
- ⑧ 高等学校又は中等教育学校において、造船に関する学科に準ずる学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して7年（登録講習を修了した者にあつては5年）以上の実務の経験を有する者
- ⑨ 高等学校又は中等教育学校において、その他の学科を修得して卒業した後、船舶の製造、解体又は改修に関して7年以上の実務の経験を有する者であって、登録講習を修了したもの
- ⑩ 船舶の製造、解体又は改修に関して11年以上の実務の経験を有する者であって、登録講習を修了したもの

2 受講資格

(続き)

- ⑪ 小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第10条第1項に規定する主任技術者（小型鋼船に係るものに限る。）の経験を有する者
- ⑫ インベントリ作成専門家（船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第3条第1項に規定する有害物質一覧表を作成する専門家として国土交通省の証明を受けている者及びこれと同等と認められる者をいう。以下同じ。）
- ⑬ 海事行政（船舶に関するものに限る。）若しくは環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務の経験を有する者、労働基準監督官として2年以上職務に従事した経験を有する者、労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
- ⑭ 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者であって、建築物における石綿含有建材の使用実態の調査に関して5年以上の実務の経験を有する者
- ⑮ 建築物石綿含有建材調査者（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づく一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者をいう。以下同じ。）
- ⑯ 石綿作業主任者（労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者をいう。以下同じ。）
- ⑰ ①から⑯までの者と同等以上の知識及び経験を有する者。

3 講師要件

(1) 学科講習の講師は次のいずれかに該当する者とする。

- ・ 船舶石綿含有資材調査者
- ・ 建築物石綿含有建材調査者
- ・ 学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において造船工学、医学、化学その他の学科講習に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は造船工学、医学、化学その他の講習に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
- ・ 上記と同等以上の知識及び経験を有する者

4 その他（一部科目の免除等、施行日）

告示

(1) 次の表の左欄に該当する者は、学科講習科目のうち右欄に掲げるものについて受講免除を受けることができるものとする。

受講科目の一部免除を受けることができる者と免除科目

受講科目の一部免除を受けることができる者	免除科目
インベントリ作成専門家	・ 船舶石綿含有資材の図面調査
建築物石綿含有建材調査者	・ 船舶石綿含有資材調査に関する基礎知識 1 ・ 現地調査の実際と留意点
石綿作業主任者	・ 船舶石綿含有資材調査に関する基礎知識 1

(2) その他、船舶石綿含有資材調査者講習の実施に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定めることとする。

(3) 施行期日等

告示日：令和4年4月下旬（予定）

施行期日：令和5年10月1日（新石綿則第3条第4項の規定の施行期日と同日）